

令和3年11月25日

## 山本氏らが主張する横領疑惑について

山本氏らが従前より繰り返し主張をしている、私こと茂野直久が総合選手権大会の資金を横領したとする問題について、別紙でご案内をしております説明会に先立ち、簡単ではございますが本書面でもご説明を差し上げます。

### ① 当会の純資産が不足していたこと

平成25年3月から当会は財団法人となっており、財団法人は2期連続で純資産の期末残高が300万を下回りますと、法令により解散命令が発出されます。

しかしながら、平成28年6月に、当会の純資産の残高は約200万円ほどしかなく、2期連続で300万円を下回っていることが発覚しました。そこで、当会の解散を回避する為に私個人がやむを得ず100万円を拠出しました。

### ② 帳簿上の現金残高と実際の現金残高に差異が生じていたこと

上記①の問題とは別に、平成28年4月頃に、当会の現金残高が帳簿上の現金残高と比べて約110万円不足していることが発覚しました。このような多額の現金差異について、簡単に損失処理をするわけにはいかず、公益法人としての経理体制にも問題が生じることから、当時の経理部長として責任を感じた篠崎氏が30万円、当会の代表理事として責任の一端を担う私が20万円を拠出し、残りを総合選手権大会の資金から拠出するという措置をやむを得ず取りました。

### ③ 総合選手権大会の口座を経由して120万円を受領したこと

以上のとおり、私は合計120万円の拠出を行いました。これはあくまで当会の解散を防止するための緊急避難的な措置でありましたため、いずれは返還を受けるべきものと考えておりました。そこで、平成31年3月に当会から総合選手権大会に200万円を振り込み、その内120万円を同月に私が受領しました。なお、こうした資金の流れを取ったのは当時の事務局長の判断であり、私は120万円を受領した時にこの流れについて聞かされました。

したがって、私が受領した120万円は本来私が受領すべき金員を、当会から拠出された金員で受領したのみであり、総合選手権大会の資金を横領したということには決して当たりません。

以上